

5 福薬業発第 3 3 6 号  
令和 5 年 1 0 月 2 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 千代丸 康重

薬局機能情報提供制度に係る全国統一システム移行に伴う  
アカウント発行の今後の流れについて（周知依頼）

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、薬局機能情報提供制度に基づく報告につきまして、令和 6 年 1 月 5 日から厚生労働省の医療機関等情報支援システム（G-MIS）で行う場合は、令和 5 年 4 月～6 月中にアカウントの発行申請をしていただくよう令和 5 年 4 月 3 日付け 5 福薬業発第 8 号にてご案内したところです。

今般、福岡県保健医療介護部薬務課より別添のとおりアカウント発行の今後の流れについて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

また、下記のいずれかに該当する薬局につきましては、11 月下旬頃に薬務課から発出される文書に沿って、G-MIS アカウントの発行申請を行ってください。

ご多忙中とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 4～6 月に G-MIS アカウントの発行申請を行わなかった薬局
- 4～6 月に G-MIS アカウントの発行申請を行ったが、10 月 23 日に G-MIS 事務局からメールが届かなかった薬局

以 上

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
( 薬務課薬事係 )

薬局機能情報提供制度に係る全国統一システム移行に伴う  
アカウント発行の今後の流れについて (周知依頼)

本県の薬務行政につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、薬局機能情報提供制度に基づく報告を、令和6年1月5日から厚生労働省の医療機関等情報支援システム (G-MIS) で行う場合は、令和5年4月～6月にG-MIS アカウントの発行申請をしていただくよう各薬局への周知を依頼したところです (従来のおくおか電子申請サービスによる報告受付は令和5年12月に終了)。

アカウント発行の際に登録したメールアドレスあて、厚生労働省 G-MIS 事務局より下記の内容のメールが届く予定となっておりますので、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

また、別添の「薬局管理者の皆様へ」は薬局への周知にお役立てください。

記

①事前確認メール (10月23日)

- ・厚生労働省 G-MIS 事務局から、登録したメールアドレスにメールが届きます。
- ・登録したメールアドレスの誤りや無効等によってメール不達が発生しないかを確認します。
- ・メール本文に記載されている内容 (報告機関名や住所) が、申請いただいた内容と異なっていないかをご確認いただきます。

【メールが届かない場合】

- ・正しいメールアドレスでの G-MIS アカウント再申請が必要となります。
- ・G-MIS アカウントの再申請が必要となった場合、当課よりご連絡いたします。

②G-MIS アカウント発行完了メール (11月6日)

- ・①のメールが到達した方へ、G-MIS 事務局からメールが届きます。
- ・G-MIS アカウント発行完了を連絡するためのメールです。
- ・G-MIS をご利用いただくためのログイン ID 及びパスワードを設定するための URL が送付されます。
- ・1月～の薬局機能情報の定期報告開始に備え、G-MIS にログインできることを確認してください。

=== 問合せ先 ===

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

TEL 092-643-3284

FAX 092-643-3305

メール yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

# 薬局管理者の皆様へ

～G-MISアカウント発行までの流れのご案内～

令和5年4月～6月  
G-MISアカウント発行申請



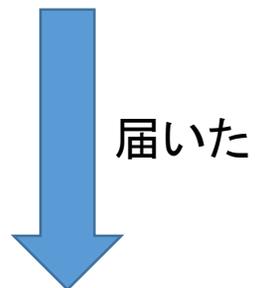
定期報告(R6.1.5)前にアカウント発行申請が必要です。別途ご連絡します。



令和5年10月23日  
G-MIS事務局から事前確認メール



定期報告前に正しいメールアドレスで再申請が必要です。別途ご連絡します。



メールに記載されている報告機関名や住所が誤っていないか確認してください。

令和5年11月6日  
G-MIS事務局からアカウント発行完了メール



アカウント発行が完了しています。  
ID・パスワードを設定し、G-MISにログインできるか確認してください。